

産業廃棄物処理業 **廃止  
変更** 届出書

平成 29 年 10 月 10 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

届出者

代表者印（法人の場合）

〒 ××× - ××××

住 所 宮崎県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇

氏 名 株式会社〇〇産業

代表取締役 〇〇 〇〇

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 098×-××-××××

印

平成 28 年 10 月 1 日付け第 0451×××××× 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止  
変更** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	産業廃棄物の種類のうち、次については、水銀使用製品産業廃棄物を含む、に変更。 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・金属くず ※ 最下段「備考」欄にあるとおり別紙記載も可。	許可証等に記載なし。  ・取り扱う産業廃棄物の種類そのものの追加は、変更許可が必要 ・積替え・保管を新たに行う場合は、変更許可が必要

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住所
該当なし	

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
該当なし		

廃止又は変更の理由 政令改正に伴う水銀使用製品産業廃棄物の追加

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

別紙

新	旧
産業廃棄物の種類のうち、次のとおり変更。 ①水銀使用製品産業廃棄物を含む ・金属くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ②水銀含有ばいじん等を含む ・廃酸	許可証等に記載なし。

注) 「水銀含有ばいじん等」は、ばいじんのみではなく、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉍さいも対象であることに留意。